

国立大学法人和歌山大学金庫管守要項

制 定 昭和43年 4月 1日

全部改正 平成 7年 3月27日

最終改正 令和 4年 3月30日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における金庫の管守について必要な事項を定めるものとする。

(金庫)

第2条 この要項において「金庫」とは、財務課に置く1号、2号金庫、教育学部附属小学校・中学校事務室に置く3号金庫、教育学部附属特別支援学校事務室に置く4号金庫及び学術情報センターに置く5号金庫をいう。

(管守責任者、代理管守責任者、点検者、代理点検者)

第3条 金庫の管理及び取扱いを安全かつ確実に実施するため、金庫の管守責任者及び代理管守責任者並びに点検者及び代理点検者を別表により置くものとする。

2 管守責任者及び点検者が、出張その他やむを得ない事情のあるときは、代理管守責任者及び代理点検者が管理するものとする。

(保管物)

第4条 金庫に保管すべきものは、現金及び小切手帳、有価証券、本学の会計機関の使用する公印、その他重要書類等とし、現金及び小切手帳並びに有価証券は、手提金庫に格納の上、金庫に保管するものとする。

(鍵の保管)

第5条 金庫の鍵は、管守責任者が保管するものとする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月22日一部改正）

この改正規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成12年4月21日一部改正）

この改正規程は、平成12年4月21日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年2月28日一部改正）

この改正規程は、平成13年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成13年3月30日一部改正）

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第123号）

この改正要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第594号）

この改正要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1066号）

この改正要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1793号）

この改正要項は、平成28年4月1日から施行する。

金庫管守要項

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1935号）

この改正要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2456号）

この改正要項は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

金庫設置区分	金庫番号	管守責任者	代理管守責任者	点検者	代理点検者
財務課	1	副課長	財務分析係長	財務課長	収入・支出係長
	2	収入・支出係長	〃	〃	副課長
教育学部 附属小学校	3	係長	附属小学校 教務主任	附属小学校長	附属小学校 教頭
教育学部 附属中学校					
教育学部附属 特別支援学校	4	係長	教務主任	校長	教頭
学術情報センター	5	総務係長	図書館サービス 係長	学術情報課長	副課長